

令和3年組合議会2月定例会（令和3年2月17日）

上尾桶川伊奈衛生組合 議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

2月17日(水)	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	7
	○諸報告	7
	○提出議案の報告及び上程	7
	○提出議案の説明	7
	○衛生組合事務に対する一般質問	17
	○提出議案に対する質疑、討論、採決	23
	○管理者の挨拶	41
	○閉会の宣告	42

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第1号

令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

令和3年1月27日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

- 1 日 時 令和3年2月17日(水) 午前10時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

- | | | | |
|-------|--------------|-------|--------------|
| 1 番 | 砂 川 和 也 議員 | 2 番 | 星 野 良 行 議員 |
| 3 番 | 武 藤 倫 雄 議員 | 4 番 | 平 田 通 子 議員 |
| 5 番 | 坂 本 敏 治 議員 | 6 番 | 井 上 茂 議員 |
| 7 番 | 加 藤 た だ し 議員 | 8 番 | 渡 辺 綱 一 議員 |
| 1 0 番 | 五 味 雅 美 議員 | 1 1 番 | 北 村 あ や こ 議員 |
| 1 2 番 | 道 下 文 男 議員 | | |

不応招議員（1名）

- 9 番 仲 又 清 美 議員

2 月 定 例 会

第 1 日

令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会 2月定例会 第1日

令和3年2月17日（水曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 諸 報 告

第6 提出議案の報告及び上程

第7 提出議案の説明

第8 衛生組合事務に対する一般質問

第9 提出議案に対する質疑

第10 討 論

第11 採 決

第12 閉 会

○出席議員（11名）

1番	砂川和也	議員
2番	星野良行	議員
3番	武藤倫雄	議員
4番	平田通子	議員
5番	坂本敏治	議員
6番	井上茂	議員
7番	加藤ただし	議員
8番	渡辺綱一	議員
10番	五味雅美	議員
11番	北村あやこ	議員
12番	道下文男	議員

○欠席議員（1名）

9番	仲又清美	議員
----	------	----

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小野克典	君
副管理者	畠山稔	君
副管理者	大島清	君
会計管理者	野原悦子	君
組合事務局長	折原和彦	君
組合事務局長次	稲垣達也	君
組合事務局長次	大野優	君
参与	柳下貴之	君
参与	金子由則	君
参与	藤村伸一	君
参与	木村一弘	君
参与	岩崎克浩	君

参 与 大 津 真 琴 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 石 井 孝 浩 君

書 記 星 井 智 也 君

午前10時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（星野良行議員） 皆さん、おはようございます。

開会前に皆様をお願い申し上げます。

本定例会におきましては、お手元に配付しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、発言は自席で行い、発言中を含めマスクを着用していただくなど、感染症対策を踏まえた議会運営に格別の御協力をお願い申し上げます。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事に先立ち、桶川市において、去る12月1日付の人事異動により、本組合の参与の交代がありましたので、御紹介申し上げます。

岩崎克浩参与。

○参与（岩崎克浩君） 桶川市、岩崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（星野良行議員） 以上で紹介を終わります。

△会議録署名議員の指名

○議長（星野良行議員） これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

1 番 砂 川 和 也 議員

1 1 番 北 村 あやこ 議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（星野良行議員） 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（星野良行議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（星野良行議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△提出議案の報告及び上程

○議長（星野良行議員） 次に、本定例会に管理者から第1号議案から第4号議案までの議案4件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（星野良行議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第1号議案から第4号議案までの議案4件を議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多用中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会におきまして御審議いただきます第1号議案から第4号議案につきまして、順次その概要を説明させていただきます。

初めに、第1号議案 専決処分の承認を求めることについては、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして専決処分の承認を求めるため提出するものでございます。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについては、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるため提出するものでございます。

次に、第3号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,661万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億921万8,000円としたいので、御提案を申し上げるものでございます。

次に、第4号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,602万円とするものでございます。前年度より1,198万円、率にして3.8%の減額予算となったところでございます。

予算編成に当たりましては、当衛生組合は構成市町の負担金を主たる財源としており、構成市町の財政状況を十分に認識しつつ、中長期的な視野に立った管理運営を行っていくため、限られた財源を最大限に有効活用することを基本としたところでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明を申し上げますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（星野良行議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） おはようございます。

第1号議案から第4号議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、緊急に上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等を改正する必要が生じ、令和2年11月30日に上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給

与等に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。

なお、本衛生組合につきましては、桶川市の条例規則に倣っているという関係上、桶川市の議会が11月27日に議決いただきまして、当該議案につきましては12月1日が支給の基準日の日取りということから、11月30日に専決処分させていただいたものでございます。

1 ページの別紙、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を御覧ください。

今回の改正は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会の勧告に基づき、職員の給与改定に準じて、管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第1条、第2条は、管理者、副管理者の期末手当の支給割合に関すること、第3条、第4条は、議会の議員の期末手当の支給割合に関することを規定してございます。

第1条 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正するとしておりまして、新旧対照表の第2条第2項の管理者、副管理者の期末手当の支給割合を、改正前100分の225から改正後100分の220に引き下げるものでございます。

3 ページの附則で、公布の日から施行することとしておりますので、令和2年12月の期末手当から適用となります。

1 ページにお戻り願います。

第2条 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正するとしてございまして、新旧対照表の第2条第2項の管理者、副管理者の期末手当の支給割合を、改正前100分の220から改正後100分の222.5に改正するものでございます。

附則のただし書で、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行することとしておりますので、令和3年度の期末手当から適用となります。

2 ページを御覧ください。

第3条 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するとしておりまして、新旧対照表の第5条第2項の議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合を、改正前100分の225から改正後100分の220に引き下げるものでございます。

附則で、公布の日から施行することとしておりますので、令和2年12月の期末手当から適用となります。

3 ページを御覧ください。

第4条 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するとしておりまして、新旧対照表の第5条第2項の議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合を、改正前100分の220から改正後100分の222.5に改正するものでございます。

附則のただし書で、第4条の規定は令和3年4月1日から施行することとしておりますので、令和3年度の期末手当から適用となります。

以上、第1号議案 専決処分の承認を求めることについての補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて、補足説明させていただきます。

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、人事院勧告等に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定するため、緊急に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例を改正する必要性が生じ、令和2年11月30日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

1 ページの別紙、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を御覧ください。

今回の改正は、職員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

第1条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するということでございまして、新旧対照表の第17条の4第2項及び第3項の期末手当の支給割合を、改正前100分の130から改正後100分の125に引き下げるものでございます。

2 ページの附則で、公布の日から施行することとしておりますので、令和2年12月の期末手当から適用となります。

1 ページにお戻りください。

第2条につきましては、新旧対照表の第17条の4第2項及び第3項の期末手当の支給割合を、改正前100分の125から改正後100分の127.5に改正するものでございます。

附則のただし書で、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしておりますので、令和3年度の期末手当から適用となります。

以上、第2号議案 専決処分の承認を求めることについての補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第3号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,661万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億921万8,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次の2ページ、3ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正となっておりますが、詳細につきましては、6ページ以降の事業別明細書で御説明をさせていただきます。

なお、今回の補正予算につきましては、年度における最後の補正予算ということから、歳入歳出ともに決算を見込み、歳入歳出予算の調整を主なものとしてございます。

8 ページを御覧ください。

主なものにつきまして御説明させていただきます。

2、歳入の1款分担金及び負担金、1項負担金でございますが、このたびの補正予算に伴います構成市町の負担金が減額となるものでございます。

内訳としましては、上尾市、1,091万円の減、桶川市、359万4,000円の減、伊奈町、213万8,000円の減となっております。

6款諸収入、2項雑入、2目弁償金につきましては、東京電力ホールディングス株式会社からの連絡により、福島第一、第二原子力発電所の事故に伴います原子力事故損害賠償金として、脱水汚泥等の放射線測定にかかった費用3万9,000円を計上したものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

3、歳出の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4

節共済費及び10ページの18節負担金、補助及び交付金の市町村総合事務組合負担金につきましては、人件費に係る減額あるいは増額によるものでございます。

10ページの8節旅費、13節使用料及び賃借料、3目公平委員会費の8節旅費、18節負担金、補助及び交付金、2款総務費、2項監査委員費の8節旅費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、監査委員、公平委員の行政視察の中止及び研修会等の中止による減額でございます。

11ページを御覧ください。

3款事業費、1項事業費、1目し尿処理費、10節需用費の消耗品費につきましては、発注に伴う執行残による減額でございます。光熱水費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

12節委託料の脱水汚泥等処理委託は、決算見込みによる減額でございます。精密機能検査等委託、汚泥及び処理水等分析委託につきましては、発注による執行残の減額でございます。

計測機器保守委託につきましては、点検回数が増えるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、茨城県北茨城市への環境保全協力金ですが、年間の搬出量が30トン以下となることから、決算見込みによる減額でございます。

以上、第3号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第4号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算につきまして、補足説明させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合の一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,602万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるということでございます。

第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定めるものでございます。

2ページ及び3ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算となっておりますが、詳細につきましては、6ページ以降の事業別明細書により御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事業別明細書、1、総括でございますが、6ページは歳入、7ページは歳出と

なっております。本年度予算額 2 億9,602万円、前年度予算額 3 億800万円、比較しますと 1,198万円の減額となったところでございます。率にしますと約3.9%の減額予算となっております。

続きまして、8ページを御覧ください。

歳入でございますが、主なものを説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合市町負担金でございます。本年度予算額 2 億5,850万円、前年度予算額 2 億9,215万8,000円、前年度と比較しまして3,365万8,000円の減額となっております。率にしまして11.5%の減となっております。

各市町の負担金割合につきましては、参考資料として組合市町負担金比較表を配付させていただいておりますので、御覧ください。

負担割合は、上尾、桶川、伊奈衛生組合規約第13条の規定により、令和3年1月1日現在の人口による負担割合となっております。

次に、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目財産使用料につきましては、自動販売機設置による行政財産の使用料でございます。

次の2 款使用料及び手数料、2 項手数料につきましては、処理手数料1.8トン当たり50円、処理量を2万6,500トンと見込み計上してございます。

3 款財産収入、1 項財産運用収入につきましては、財政調整基金の運用利子でございます。

4 款繰入金、1 項基金繰入金につきましては、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、令和2年度決算の繰越金の決算見込みを計上してございます。

6 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目組合預金利子につきましては、交際費の保管通帳の利子でございます。

6 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入につきましては職員駐車場駐車料、再任用職員の雇用保険料自己負担分及びその他雑入といたしまして自動販売機の電気料金及びコピー料金でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

3、歳出につきましては、主なものを御説明させていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費につきましては、前年度比較16万4,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、議会の開催回数を前年度、定例会2回、臨

時會 1 回の計 3 回から、令和 3 年度は定例会 2 回、臨時會 2 回の計 4 回を予定したことによりまして、8 節旅費の費用弁償、12 節委託料の會議録作成委託が増額となっております。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、前年度比較 1,434 万 7,000 円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、前年度予算を積算したときの職員数が 11 名でしたが、令和 3 年度につきましては 10 名を予定していることから、人件費の減及び事務用消耗品費等の予算削減によるものでございます。

それでは、主な節ごとに御説明させていただきます。

1 節報酬につきましては、行政不服審査會委員及び情報公開・個人情報保護審議會委員の報酬でございます。

2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費につきましては、条例等に基づく人件費関係でございます。

8 節旅費につきましては、前年度比較 6 万 6,000 円の減、こちらは職員の公務出張による普通旅費の減によるものでございます。

9 節交際費につきましては、前年度と同額でございます。

10 節需用費につきましては、前年度比較 83 万 3,000 円の減、こちらは紙による例規集の追録を極力なくし、ホームページの例規集のデータベース化による印刷製本費の削減及び消耗品費等の削減によるものでございます。

11 節役務費につきましては、前年度比較 17 万円の増、こちらは災害などによる停電時における電話回線を 1 回線増やし、災害時の対応を図れるようにすること、また、職員が指定金融機関から組合までの公金の輸送に伴います、万が一の紛失等を考え、新たに現金輸送保険に加入することによるものでございます。

11 ページから 12 ページの 12 節委託料につきましては、前年度比較 10 万 7,000 円の減となっております。主な内容でございますが、財務會計システムの再リース及び管理棟清掃、施設警備委託の減によるもの、また、職員の破傷風予防接種、財務書類作成支援業務委託及びホームページのセキュリティ及びデータの更新頻度によりますホームページ保守委託の増によるものでございます。

次に、13 節使用料及び賃借料につきましては、前年度比較 33 万 2,000 円の増でございます。こちらは議場の音響システムが電波法の改正により令和 4 年度から使用できなくなることから、新たに音響システムを借り上げること、また、複写機更新に伴います予算計上をさせていただいたところでございます。

次に、17節備品購入費につきましては、会議用タイマーの購入、大型消火器50型1台の更新によるものでございます。

次に、12ページから13ページの18節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度比較1,006万6,000円の減となっております。こちらは令和元年度の定年退職者によります市町村総合事務組合特別負担金でしたが、令和2年度は定年退職者がいないことから減額となっております。

13ページを御覧ください。

26節公課費につきましては、汚染負荷量賦課金、これは「公害健康被害の補償等に関する法律」により、ばい煙被害者の補償に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構への負担金、また、公用車の自動車重量税でございます。

次に、2目財政管理費、24節積立金につきましては、地方財政法第7条によります財政調整基金でございます。

次に、3目公平委員会費につきましては、前年度と同額でございます。

続きまして、2款総務費、2項監査委員費につきましては、監査に伴います所要の経費を計上させていただいたところでございます。

14ページを御覧ください。

3項事業費、1項事業費、1目し尿処理費につきましては、本年度予算額1億5,852万円、前年度予算額1億5,890万円、前年度比較38万円の減となっております。

10節需用費につきましては、前年度比較739万3,000円の減となっております。主な理由でございますが、消耗品費、燃料費につきましては、実績に基づき計上させていただいております。光熱水費の電気料金につきましては、年間の使用量を147万3,000キロワットアワーと見込み、前年度比較305万2,000円の減としたところでございます。

修繕料につきましては、御説明させていただきます。

第2施設保全計画整備は、ポンプ・ブロワ・破碎機の汎用機器、前処理機、脱水機の大型機械及び次亜塩素酸貯留タンクの更新によるものでございます。

次に、し渣ホッパ等搬送装置整備は、スプロケット・電動機等の部品、軸受・チェーン等の部品を交換するものでございます。

屋内消火栓ポンプ整備は、設置後30年を経過したため、消火栓ポンプ設備の更新でございます。

オゾンナイザー整備は、減圧弁・電磁波弁等の部品の交換でございます。

電気設備整備は、電気室内のブレーカーの交換でございます。

脱臭設備整備は、中低濃度臭気ファン、脱臭廃液移送ポンプ等の部品交換でございます。

フォークリフト整備は、法令に基づく点検、修繕でございます。

その他修繕としまして、予期せぬ修繕に備え、予算計上を行うものでございます。

次に、12節委託料につきましては、前年度比較696万8,000円の増となっております。

委託料につきましては、御説明させていただきます。

脱水汚泥等処理委託につきましては、し尿処理により発生する脱水汚泥及びし渣を外部委託により処理するものでございます。

外壁屋上防水設計委託につきましては、第2施設の外壁の塗装、屋上の防水工事の設計業務でして、前回の塗装工事から約20年を経過し、経年劣化が著しいことから実施するものでございます。

槽清掃処分委託につきましては、貯留槽に堆積しました沈砂を除去し、清掃するものでございます。

臭気吸着剤交換委託は、隔年で行っております中低濃度臭気用の腐植系脱臭剤を交換するものでございます。

計測機器保守委託は、生物処理槽を管理する計器及び放流水自動測定装置の保守を行うものでございます。

汚泥及び処理水等分析委託は、維持管理に必要な水質等の測定及び活性炭等の臭気分析を行うものでございます。

電気設備保守委託、トラックスケール代行検査委託、自動ドア保守委託及び地下タンク漏洩検査委託、放射性物質濃度測定委託は、法令等に基づく保守点検でございます。

施設運転補助業務委託につきましては、現在、現業職員2名、再任用の現業職員1名の計3名で運転を行っております。当初はもう1人現業職の再任用職員の配置がございましたが、令和元年度末に再任用を辞退したことにより現在に至っており、職員の負担が大きかったことから、投入監視業務等の軽作業については外部への委託を考え、所要の予算を計上したところでございます。

事業発生材処分業務委託につきましては、施設内で発生する廃油、廃材等の産業廃棄物の処分を行うものでございます。

次に、15節原材料費につきましては、前年度と同額でございます。

次に、17節備品購入費でございますが、現場の熱中症対策として、スポットクーラー、大

型扇風機の購入を計上させていただきました。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、し渣の外部処分の焼却灰、ばいじん及び沈砂の処分を行っております処分場が所在します茨城県北茨城市、鹿嶋市への環境保全協力金でございます。

次に、4款公債費につきましては前年度と同額でございます。

最後に、5款予備費につきましては、本年度予算300万円を計上してございます。

以上、第4号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（星野良行議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩いたします。

一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。その後、再び休憩をとりたいと思いますので、提出議案に対する質疑、討論のある方は、その際に事務局まで通告書を提出願います。

再開は45分をお願いいたします。

(午前10時36分)

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（星野良行議員） 念のため申し上げますが、発言は自席に着座にて行いますので、よろしく願います。

これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 北村あやこでございます。

一般質問は私1人ということなので、気を引き締めてさせていただきたいと思います。

まず、当組合の方向性について、管理者と副管理者に伺いたいと思います。

1年前に基本構想ができて、それを基に今後の組合の方向性を進めるべきときにきていると感じています。更新なのか、それとも修繕なのか、そういうことも含めて、これまでの構成市

町との協議と管理者の考えをまず伺いたいと思います。

次に、ポストコロナ禍後の国、自治体の財政運営については極めて厳しいものがあると考えております。それをどのように認識し、当組合への拠出に対する考え方を伺いたいと思います。

次、副管理者に伺います。管理者に伺った内容を同じように伺いたいのですが、管理者と同じ考えという、前回そういうお答えがありましたけれども、構成自治体の首長としても独自の御答弁をお願いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

次に、3点目、法令遵守の体制について管理者に伺いたいと思います。

前議会では、例月現金出納検査が組合の創設以来実施されていないことが明らかになりました。五十数年でしょうか。今回は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、その施行令7条の地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表がずっと実施されていませんでした。組織として法令遵守の体制ができていないことを懸念しておりますが、管理者としての見解を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（星野良行議員） 小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 順次御質問にお答えさせていただきます。

初めに、1番目の当組合の方向性について管理者に伺うの1つ目、1年前に基本構想ができ、それを基に今後の組合の方向性を決めるべきときにきていると感じているが、これまでの構成市町との協議と管理者の考えについて、についてでございますけれども、令和2年3月にし尿処理施設整備基本構想を作成し、5月の臨時議会におきまして議員の皆様に行行政報告を行わせていただいたところでございますが、各構成市町に対しましては事務局から基本構想の内容について御説明を申し上げているところでございます。

主な内容といたしましては、基本構想の今後の検討事項として取り組む事項が記載されておりまして、その検討した内容を事務局において、その都度構成市町に報告し、どのような整備がよいか検討していくこととしております。構成市町からは、財政計画にも影響を及ぼすことから、整備の手法や時期などについて組合が主体となり、複数案提示していただくようお話をいただいているとのことでございます。

また、現有施設がどれくらい稼働が可能かなどにつきましては、今年度設備機器の状況を把握するため精密機能検査を実施しておりますので、今後の整備時期の目安になるものと考えております。こちらの状況につきましては、令和3年度に議会へ御報告することとしております。

また、8月定例会の一般質問におきまして、公共下水道への接続についての御質問がございました。今後の整備法案の選択肢の一つとして検討していきたい旨答弁を申し上げたところでございまして、環境省の平成30年度一般廃棄物処理実態調査において、「処理方式が下水投入」とある県内のし尿処理施設に職員が直接お伺いをしまして調査をいたしました。調査の結果、現在県内38か所のし尿処理施設のうち11か所で施設が所在する自治体、または下水道組合の管渠に施設の処理水を放流しているとのことで、メリットといたしましては二次処理がなくなることから、人件費や修繕料等の削減が図れることが挙げられておりますが、デメリットといたしましては下水道料金がかかることなどが報告されております。ただし、処理水の下水道放流までの道のりは険しいものがございます、関係機関との協議ですとか、工事などでおよそ10年の歳月を費やしている施設が多くあったとのことでございます。

このような状況につきましては、事務局から構成市町へ報告をしておりますけれども、整備法案の選択肢の一つとして、処理水の下水道放流の可能性につきましても引き続き調査をまいりたいと考えております。

このようなことで、現在事務局において調査研究をしている状況の中、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして経済情勢や社会活動が大きく変化してきております。今後の組合の方向性につきましては、慎重に検討していかなければならない状況というふうに考えております。このため、今後の組合の方向性を定めるには今しばらく時間が必要であるものと考えておりますので、議員の皆様の御理解と御協力を賜りながら、上尾市の島山副管理者、伊奈町の大島副管理者とともに十分に検討をしていきたいと考えております。

次に、2つ目のポストコロナ禍後の国、自治体の財政運営についてどのように認識しているのか、当組合の拠出に対する考えはどうかについてお答え申し上げます。

令和2年に日本国内で初確認された新型コロナウイルス感染症は、またたく間に拡大していき、今もなお市民生活や社会経済活動などに大きく影響を及ぼしております。国や自治体においては税収入等が落ち込む中、緊急かつ大規模な財政支出により非常に厳しい財政運営を強いられているところでございます。

現在、国や自治体では、新型コロナウイルスワクチンの接種に向けて全力で取り組んでいるところでございますが、コロナウイルスが収束した後、いわゆるポストコロナ時代におきましては、少なくとも感染症の影響により悪化した経済が回復するまでの間は引き続き厳しい財政運営が見込まれると認識しております。このような厳しい財政状況においても、当組合はし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う市民生活には必要不可欠の施設でありますことから、計画的に事

業を実施することで構成市町に過度の負担をかけぬよう、負担金の拠出をお願いしてまいりたいと存じます。

続きまして、3の法令遵守の体制についてでございますが、初めに例月現金出納検査が組合創設以来実施されていないとのことにつきましては、誤解のないように申し上げさせていただきます。

8月定例会の会議録にもありますとおり、事務局長から、現金出納検査につきましては、毎月歳計現金、基金現在高報告書を監査委員さんにお持ちし、その取りまとめとして、大体三、四か月の範囲内に一度、現金出納検査を実施しておりました。しかしながら、他の一般部事務組合の状況を調査する中で、現金出納検査につきましては地方自治法におきまして毎月例日を定めて監査委員が監査をしなければならないことが確認されましたことから、監査委員さんと協議を行い、本年4月から毎月現金出納検査を実施しているところでございます、と説明をさせていただきました。したがって、実施をしていなかったわけではございませんので、その点につきましては誤解のないようお願い申し上げたいというふうに思います。

続きまして、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条、地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表が実施されず、組織として法令遵守の体制ができていないことを懸念する。管理者としての見解を伺う、についてでございますが、令和2年度よりホームページを一新いたしまして情報の発信に努めてきているところでございますが、その中で公共工事の発注見通し、入札の結果につきましてはホームページ上に掲載させていただいております。

議員御質問の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条の入札参加者随意契約の内容に関する事項につきましては、現在、公表に向けて検討を行うよう事務局へ指示をしているところでございます。

以上で、私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（星野良行議員） ほかに答弁はありますか。

畠山副管理者。

○副管理者（畠山 稔君） 副管理者の畠山でございます。

初めに、当組合の方向性についてでございますけれども、先ほど管理者から御説明がありましたとおり、基本構想につきましては担当課でございます生活環境課を通して衛生組合事務局から一連の説明を受けております。上尾市といたしましては、市政全般を考える中で長期的な計画を検討する上からも、現有施設の現状から、いつ、どれくらいの予算がかかるのか、また、

基本構想の整備法案を基本としつつ、複数の選択肢を模索していただくよう組合事務局にはお願いしてございます。

その中で、先般、し尿処理施設の放流水の下水道放流の情報をいただいているところでございます。また、検討段階ということでしたのでそれ以上の協議にはなっていない状況でございますが、基本構想策定後に新型コロナウイルスの感染拡大という大きな社会的な問題に直面することから、より現状を把握しながら、また、長期的な展望に立ち、し尿処理施設の整備について検討していかなければならない事案と考えてございます。

次に、ポストコロナ禍後の国、自治体の財政運営につきましては、国や自治体におきまして一言申し上げますと大変厳しい状況であると考えております。少子高齢化社会における高齢者対策や子育て支援、また、老朽化が進んでおります社会インフラの改修等解決していかなければならない課題がある中で、今回の新型コロナウイルスの感染症対策も重なり、また、社会全体の経済活動の落ち込み等から、今後の市税収入の状況はますます厳しいものがあると考えております。

このため、上尾市におきましては、コロナ禍の臨時財政運営方針を決定し、危機対応モードの財政運営を行います。引き続き衛生組合には上尾市の方針に基づき御協力をお願いさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後も財政運営は厳しい状況が続くものと想定されますことから、衛生組合とは密に情報の共有を行い、市民生活への影響を最小限に抑えられるよう共に努力してまいりたいと考えておりますので、管理者、副管理者及び議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 大島副管理者。

○副管理者（大島 清君） 副管理者の大島でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

大きな2の副管理者に伺う、当組合の方向性につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

基本構想の内容、また放流水の下水道放流につきましては、組合事務局から説明を伺っており、今後関係機関と協議を行っていききたいとの報告は受けてございます。伊奈町の衛生組合の窓口は環境対策課でございますが、環境対策課からは組合事務局に対し、今後の財政状況等を考え、現有施設はどれくらいもつのか、また、他の選択肢はないのか、主体的に案を提示してほしいとお願いしていると伺っております。また、御承知のとおり、基本構想は基礎資料とい

うことで具体的なものに触れられていないことから、なかなか方針を定めるには時間がかかるのではないかと感じております。今後、組合事務局からの提案がある都度、担当課を交えて説明を伺い、必要に応じ構成市町で協議を行っていきたいと考えております。

次に、ポストコロナ禍後の国、自治体の財政運営につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

政府では、今月中旬ごろから新型コロナワクチンを医療関係者から先行接種を行っていくとのごことでございます。私としましてはこのワクチン接種に期待をしておりますが、現段階では先行きがなかなか見通せない状況であります。ウィズコロナの時期はいつまで続くのか。また、いつ収束するか。収束した後の社会活動、経済情勢はどのように変化していくのかなどいろいろと考えを巡らせているところでございます。現在の経済活動等を考えますと、例えば飲食ですとテイクアウトや時短営業、また、仕事もテレワークが浸透し始め、住居や余暇の過ごし方といった生活全般に変化がもたらされてきております。このため伊奈町においても町税等の減収は避けられない状況であると想定しており、町民の生活に影響を及ぼすことがないように予算編成を行っておりますが、現在の状況を考えますと、ポストコロナ禍後の町の財政運営は大変厳しい状況が続くものと考えております。

そのような中、私の考えを申し述べさせていただきますと、人間はその都度困難な状況から新しい文明を切り開いてきた歴史がございます。伊奈町も、伊奈備前守忠次公だったらどうしていくかな、時々思案をいたしているところでもございます。忠次公は、庶民本位で物事を考え、年貢米一つにしても豊作、凶作にかかわらず平準化するとともに、少し庶民の手元に残す新たな政策を実施し、庶民から大変喜ばれておりました。伊奈家7代の関東郡代である忠順公は、富士山の大噴火により大飢饉となった農民に対し御用米を提供し、農民の命を救うことができました。しかし、自分は幕府から罷免させられてしまいました。伊奈家代々の郡代は常に庶民本位に物事を考え、庶民に寄り添った施策を行ったこと、伊奈家の精神の真髓がここにあると思います。

私は、コロナ禍の中で、町民の皆さんや企業の皆さんが命がけで頑張っている日々を拝見し、今こそ伊奈町らしい町民に寄り添ったアイデアとともに、財政をしっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、当衛生組合への負担金の抛出につきましては、し尿処理施設はなくてはならない施設であることは議員の皆様も御承知のことと存じます。短期的には衛生組合としての経費の削減と、中長期的には今後の整備計画について、衛生組合から選択肢の提案をいただく中で、構成

市町、また、議員の皆様の御意見を賜りながら考えてまいりたいというふうに思っております。

引き続き議員の皆様方の御協力をどうかよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員、残り時間が僅かでございます。よろしくお願いします。

○11番（北村あやこ議員） 副管理者の率直な御意見が聞けてよかったのですが、それぞれ皆さん答弁が長く、時間がありません。次回に回したいと思います。

○議長（星野良行議員） 以上で、11番、北村あやこ議員の一般質問を終わります。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する質疑のある方は事務局まで通告書を提出願います。

質疑の準備が整い次第再開したいと思います。

（午前11時05分）

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

△提出議案に対する質疑、討論、採決

○議長（星野良行議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 議案を全部質問してよろしいですか。それともそれぞれの議案ごとにやったほうがよろしいですか。

○議長（星野良行議員） 一通り質問をお願いいたします。

○11番（北村あやこ議員） それでは、3号議案について、時間外手当の増の内訳と理由について説明してください。

次に、4号議案ですが、歳入の前年度比較負担金3,300万円減の理由について御説明ください。

次に、財調の過去5年間の増減と残高、減はその使途もお願いいたします。

次に、財務書類作成業務支援の完了までの計画、予算について、また、財務会計システム保

守の対象、関連機器借上げの内訳についてお知らせください。

次に、第2施設保全計画整備とありますが、昨年8月の入札との関係についてお知らせいただきたいと思います。

それから、外壁屋上の修理とありますが、その状況について御説明ください。

次に、委託料、昨年の委託の状況について、契約形態、相手先、金額について御報告いただきたいと思います。

それから、ホームページの作成委託ですが、先ほど一般質問で随意契約の公表について、検討という答弁がありましたが、法律の解釈としてはホームページできちんとしなければいけないのかなと私自身は思っているのですけれども、その解釈を伺いたいと思います。いつ、どのように変えていくのかも含めてお願いいたします。

次に、監査委員費についても同様ですが、監査委員費の予算は昨年度に比べて増額をされているわけです。補正予算で増額もしましたけれども、今までやってきたというのならば、増額の必要はないのではないか、そう考えますので、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、北村議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

3号議案、補正予算書の職員手当等の時間外の増の内訳と理由でございますが、初めに理由としましては、職員数が2名減ったことによりましての事務量の増加及び新たな事務事業によるものでございます。

その内容でございますが、第1回補正予算にて計上させていただきました職員採用の事務及びその試験の休日出勤、財務書類作成支援業務委託において資料の収集と作成、令和3年度予算要求書の資料作成及び年末のし尿等の収集業務に伴い、休日開庁したことによるものでございます。

次に、第4号議案について、歳入の分担金及び負担金の前年度比較3,300万円の減額についての御質問でございますが、当衛生組合の財源につきましてはそのほとんどを構成市町の負担金で占めております。このようなことから、過去5年分の決算剰余金の推移を確認し、また、歳出の精査を行うとともに、財政調整基金を繰り入れましておよそ3,300万円程度の予算削減を図ったものでございます。引き続き構成市町の負担金の軽減に向け取り組んでいきたいと考

えてございます。

次に、財政調整基金、過去5年間についてでございますが、議長の許可を得て事前にお配りした令和3年2月定例会議案質疑資料、1ページを御覧いただきたいと思っております。

財政調整基金、過去5年間の一覧表についてでございます。平成28年度末から令和2年度末までの残高、前年度からの増減、使途を掲載させていただきました。令和2年度末において残高1億7,457万6,188円でございます。また、平成29年度末におきましては6,870万9,000円の減額となり、使途としまして9,083万9,000円を管理棟改修工事費に充てさせていただきました。

次に、財務書類作成支援業務の完了までの計画、予算及び財務会計システム保守の対象、関連機器借上げの内訳についてでございますが、初めに、財務書類作成支援業務につきましては、総務省における統一的な基準による地方公会計マニュアルに沿った財務諸表の作成等の支援業務を行うものでございます。

主な内容でございますが、支出伝票から勘定科目への仕訳業務、固定資産台帳に関する業務、決算整理仕訳に関する業務、財務書類の作成などの業務を予定してございます。令和3年度におきましては、この業務を職員も共に行うように努め、職員が自ら作成できるように取り組んでいきたいと考えております。そのため財務諸表作成に伴います職員からの質疑の対応の支援も併せてお願いすることと考えております。

次に、業務完了までの計画、予算につきましてお答えさせていただきます。

令和2年度に衛生組合の基礎的データを整理しましたので、令和3年度に職員もその業務に携わり、作成に係る基本的な仕訳や財務諸表のどこに数字が入るかなど委託先からレクチャーをいただくこととしております。令和4年度は職員が自ら作成し、作成に伴います委託先のアドバイザー業務のような委託を考えてございまして、3か年計画で実施していく予定でございます。以降は状況を踏まえて考えていきたいと思っております。

予算につきましては、令和2年度は151万8,000円、令和3年度予算は96万円、令和4年度は60万円程度と考え、3年間で合計307万円程度を見込んでいるところでございます。

続きまして、財務会計システム保守の対象、関連機器借上げの内訳についてでございますが、財務会計システムのクラウド、クラウドとは、コンピュータネットワークを經由してサービスの提供を受けるもので、その保守としましてインターネットの中での保守でございまして、こちらは、こちらに来て作業をするものではないのですが、セキュリティの維持、クラウド環境の障害対応、定期データのバックアップ、ウイルスチェックなどでございます。

関連機器借上げにつきましては、同クラウドサービスの賃借料とアクセス機器類といたしましてWi-Fi接続機器やデータサーバーなどの保守を含めましてのリース料でございます。

次に、昨年の委託状況についての御質問でございますが、議長の許可を得て事前にお配りしました令和3年2月定例会議案質疑資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。

令和2年度委託業務一覧表でございます。

金額が50万円以上のもので、委託名、金額、相手先、契約形態の順に読み上げさせていただきます。

管理棟清掃委託、66万円、株式会社ソーシャルサービス、指名競争入札。財務書類作成支援業務委託、151万8,000円、OAG税理士法人、随意契約。脱水汚泥処理業務委託、トン当たり1万9,800円、よりいコンポスト株式会社、随意契約。脱水汚泥運搬及び処理業務委託、トン当たり2万6,180円、株式会社エコ計画、随意契約。し渣運搬処理及び処分業務委託、トン当たり6万500円、株式会社エコ計画、随意契約。脱水汚泥及びし渣運搬業務委託、トン当たり3万7,400円、株式会社エコ計画、随意契約。し渣処理業務委託、トン当たり7万1,500円、オリックス資源循環株式会社、随意契約。貯留槽清掃業務委託、115万5,000円、青木清掃株式会社、指名競争入札。沈砂運搬処理及び処分業務委託、トン当たり5万5,000円、新和企業有限会社、随意契約。精密機能検査等業務委託、396万円、株式会社エスイイシイ、指名競争入札。汚泥及び処理水等分析委託、228万8,000円、東邦化研株式会社、指名競争入札。計測機器保守委託、176万円、環境計装株式会社、指名競争入札。電気設備保守委託、132万円、株式会社クリタス、指名競争入札となっております。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 続きまして、第2施設保全計画整備、昨年8月入札との関係についてでございますが、議長の許可を得てお手元にお配りしてあります令和3年2月定例会議案質疑資料の3ページを御覧ください。

第2施設保全計画整備、修繕の内容比較表といたしまして、令和3年度と令和2年度について、件名、予算額または契約額、内容について左右対象にまとめたものでございます。それぞれの内容について御説明させていただきます。

御質問の令和3年度の第2施設保全計画整備でございますが、ポンプ整備は、投入ポンプ、汚泥供給ポンプ等の一軸ネジ式ポンプのローター、ステータなどの主要部品、軸受等劣化消耗部品の交換及び予備貯留槽移送ポンプ、ろ布洗浄水ポンプ等の渦巻きポンプの更新をするもの

でございます。

次に、ブロワ整備は、高濃度臭気ブロワ、ガス攪拌ブロワなどブロワの軸受等の劣化、消耗部品を交換するものでございます。

次に、破碎機整備は、し尿及び浄化槽汚泥の異物を裁断し移送する破碎機の切刃、羽根車など主要な部品及びシール材等の消耗摩耗部品を交換するものでございます。

次に、前処理機整備は、破碎後の処理液を固液分離するドラムスクリーン、分離したし渣を脱水するスクリュープレスのプレッサー部品、軸受・チェーン等の摩耗消耗部品を交換するものでございます。

次に、脱水機整備は、生物処理で発生した汚泥を減量化するためのベルトプレス型脱水機、圧搾用ローラー、油圧装置等の主要部品、センサー、脱水ろ布等の劣化消耗部品を交換するものでございます。

最後に、次亜塩素酸貯留タンク整備は、設置後30年使用し、経年劣化により強度に不安がある貯留・注入設備を更新するものでございます。この際、10m³の貯留量を2m³に見直し、現状の使用量に適した貯留設備とするほか、監視用の液位計、貯留ポンプの更新をするものでございます。

以上の内容により令和3年度の第2施設保全計画整備として4,300万円を予算計上したものでございます。

続きまして、令和2年度の第2施設保全計画整備でございますが、ポンプ整備は一軸ネジ式ポンプ7台に対し、ローター、ステータなどの主要部品、軸受等劣化消耗部品の交換をしたものでございます。

次に、ブロワ整備は、ルーツブロワ3台に対し、軸受、シール材、Vベルト等の劣化消耗部品の交換、そのうちの1台のサイレンサ、逆止弁等の機器付帯品の交換及びインバーターを交換したものでございます。

次に、曝気槽空気配管及び予備貯留槽元バルブ整備は、曝気槽散気管集合系統の空気量調整バルブ、槽内基礎部分の曲がり配管及び槽内配管のパッキン等劣化部品の交換及び予備貯留槽元バルブ3基を交換したものでございます。

次に、オゾン反応槽散気管整備は、オゾン空気拡散用の散気管12本及び犠牲電極6本の劣化部品を交換したものでございます。

次に、凝集剤定量供給機整備は、加圧浮上用、脱水Ⅱ剤用の2台の凝集剤定量供給機の主要構成部品、供給モーター及び攪拌機等劣化消耗部品を交換したものでございます。

全窒素、全リン、COD自動測定器整備は、新型機器への移行により修繕が困難となった放流水測定用の全窒素、全リン、COD自動測定機を更新したものでございます。

最後に、シーケンサー整備は、施設の監視、制御用のシーケンサー及び中央監視コンピュータを更新したものでございます。

令和2年度の第2施設保全計画整備は4,334万円で契約を締結したものでございます。

なお、読み上げを飛ばしました各整備の契約額の金額でございますが、それぞれの資材費、労務費に、現場管理費、一般管理費及び消費税額の合計を按分し、それを加算した金額となっているため、約をつけた参考額となっております。

令和3年度と令和2年度に同様の整備件名となっておりますが、整備内容の異なるものでございます。したがって、御質問の令和2年8月の入札との関係はないものでございます。

第2施設保全計画整備と統一の件名をした理由でございますが、施設稼働を維持し、整備による影響を抑制しつつ整備することのため、同一の件名としたものでございます。また、一括発注とすることで経費の削減が図れると見込んでいるものでございます。

続きまして、外壁、屋上の状況についてでございますが、第2施設の外壁は窓、扉等付帯の開口部よりひび割れが発生しております。屋上は経年劣化により変色し、撥水性がない状況でございます。また、外壁及び屋上に共通してつなぎ目に施されているシール材が劣化しており、一部外壁より雨がにじんでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 小野管理者。

○管理者（小野克典君） 私に答弁を求められております質疑通告が2点ありますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

1点目は、いわゆる随意契約に関します契約の過程、内容に関する公表についての御質問でございますけれども、先ほど御答弁申し上げた際に、公表に向け検討を行うよう指示をいたしたところでございますというふうに御答弁をさせていただきました。いわゆる検討という言葉の中に、公表に向け準備を行うよう指示をしたというような意味で申し上げたわけでございますが、こちらにつきましては準備が整い次第順次公表を行っていきたいというふうに考えております。

また、例月出納検査の予算についての御質問でございますが、議員さんがおっしゃるとおり、昨年8月の補正予算で毎月の例月出納検査の費用を計上させていただいたところでございます。それまで毎月、毎例月日を定めて行ってはいなかったのですけれども、例月出納検査自体その

ものはやっていたということでの趣旨で御答弁させていただいたわけございまして、令和2年4月からは毎月やるようにしております、当然そういうことで令和3年度の予算にも計上させていただいているというところございまして、よろしくお願いたします。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） 2回で閉じたいと思いますので、再質問いたします。

まず、財務書類作成支援業務委託ですが、1年、2年やれば、それほど大きな金額ではないし、できるのではないかとこのように思っていたのですが、仕訳もしたということで、本年度、令和2年度の仕訳はやられてこなかったのかどうか、その辺について、ちょっと遅いのではないかとこのように気がしているの、御答弁をいただきたいと思ひます。

併せて、新年度、令和3年度で財務書類作成支援業務委託がほぼ出来上がると思ひているのですが、その辺の体制というのは何人でこのようにやるのか、教えてください。

次に、第2施設の保全計画ですが、まず、保全計画というふうになっていますので、保全計画はあるのか、その辺の計画について、出していただけたらと思ひます。つまり先ほど畠山副管理者も計画的にこのようにおっしゃっていました。ただ、私も当然そうだと思うんですが、何年度にはどの設備をどのように更新していくのか、あるいは次のところがもうすぐ修繕しなければいけない、更新しなければいけないんだというのが全部組合の中で把握されているのではないかとこのように思ひます。

この表を見ても、私たちは専門ではないから全く分かりませんが、例えば令和2年度が4,334万円、令和3年度が4,300万円ということで、大体このくらいの金額で抑えて、その金額の範囲で修繕をしていくのか、その辺が全く見えません。それとともに、これは延命化施策の一環なのか、いわゆる保全計画が出ましたけれども、延命化の一環なのか、それとも要するに更新でなく、延命化を目指して行って、この計画があるのか、その点について御説明をいただきたいと思ひます。

それから、委託料ですが、先ほど管理者から速やかに公表していくという話でしたが、委託料の一覧の中で単価契約になっているものも結構あるので、これは対象になっていくのではないかとこのように思ひますが、単価契約の中で250万円以上の契約になるものはどれとどれでしょうか。その点について御説明をいただきたいと思ひます。

それから、入札結果ですが、事前に資料要求をさせていただきました。その中でこのシステムとして事前に予算を計上するときに業者から見積りを聴取する。それを算定して設計

金額を組んでいく。そしてその後で、入札の段階でまた見積りを取るということを聞いているんですけども、例えば全部聞かないで、今回、第2施設の保全計画の中で5者指名で2者辞退という形になっているのですが、要するに予算の見積りを取った会社はどこなのか、教えていただきたいと思います。これについては教えていただいた後で再々質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、ホームページの作成についてと監査委員についてですが、我々は法律を正しく読んで、正しく理解をしたいと思いますので、今後の御答弁については慎重にしていきたい、これは答弁は要りません。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

折原局長。

○組合事務局次長（折原和彦君） 1点目の財務諸表の作成支援委託の関係について申し上げます。

令和2年度につきましては、職員研修といたしまして、仕訳ではなくて、損益計算書、貸借対照表というものがどういうふうになっているか、本当に基本から学ばせていただくようなことを実施してございます。また、公認会計士さんのほうで現在あります伝票を1枚1枚仕訳をしたというようなことをごさしまして、その仕訳をした状況につきまして、ほぼ令和3年度につきましても同じような状況になるかなと思ひまして、仕訳につきましては令和3年度に実施をし、職員のほうで自ら作成ができるような状況をつくっていきたい、このようなことを考えているところでございます。

何人ということになりますが、まずは2人程度でこちらのほうの事務をお互いが理解し合いながらできるように携わっていければいいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 第2施設保全計画という名前に関して、延命化の一環として行われているのかといったことにお答えしたいと思います。

第2施設保全計画といったものは、延命化ではなくて、毎年行うべき保守保全と考えております。管理の基準といたしまして、年数、運転時間等により必要な整備部品を選択し、行っているところでございます。

また、予算額が4,000万円程度と令和2年度、令和3年度均衡しておりましたが、運転時間、

耐用年数から機器を選定した際に同様の額となったものと考えているところでございます。

それと2点目につきまして、入札、業者の見積り予算、見積りといった内容の御質問にお答えしたいと思います。

予算設計に当たりまして業者より見積りの積算をしているところでございます。御質問にありました第2施設保全計画整備でございますが、指名競争入札で、そこに御指名をしてあります浅野アタカ株式会社、昱株式会社、荏原実業株式会社、株式会社大川原製作所、株式会社クリタス、株式会社西原環境、日立造船株式会社、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社から参考の見積り等を頂戴し、入札等の選考の参考とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） 御質問の中で大規模改修なのか、更新かというような御質問がございました。今回の修繕等につきましては、なくてはならない施設であるということは認識しているところでございまして、将来的な計画とは別に、現在ある施設を維持管理をしていくために必要な修繕ということでございます。

続きまして、ホームページの随意契約等の公表につきまして、単価契約について該当になるのではないかなというようなお話でございましたが、こちらのほうにつきましては管理者のほうから公表に向けて指示をいただいておりますので、今後、構成市町の公表の状況等を踏まえまして、どのようにホームページ上に公表していけばよろしいのかという点も踏まえまして、まずは検討させていただきたいと考えてございます。

したがいまして、単価契約で250万円以上のものについてはどのようにするのかにつきましても、大変申し訳ございませんが、今後のことということで御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 失礼いたしました、御質問の中で受託業務の中で250万円以上の金額はといったものに対して答弁漏れがございましたので、改めて御回答させていただきたいと思います。

現契約の中で、単価契約をしているもので250万円を超えているものでございますが、議長の許可を得てお配りしました令和3年2月定例会議案質疑資料の2ページ、令和2年度委託業務一覧表を御覧ください。

表の上から3段目、脱水汚泥処理業務委託は250万円を超える総額となるものでございます。

次に、その下の脱水汚泥運搬及び処理業務委託でございますが、こちらも総額250万円を超えるものでございます。

それから、表の下におりていただきまして、沈砂運搬処理及び処分業務委託、こちらも総額250万円を超える業務となるものでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○11番（北村あやこ議員） まずは公表に関してですけれども、上尾市では既に公表して、きちんとした書式がありまして、例文ですね、ぜひここも参考になさって、公表せねばならないというふうに、きちんとそこは踏まえて速やかにやっていただきたいと思います。上尾市さんの例があるのですぐにはできると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、第2施設の保全計画ですが、計画というものがなくて、現在あるのは維持管理するためのものだということであるならば、一般の人が見て、計画があるなというのは普通分かります。だから、そうすると第2施設の保全修理とか、そういう説明と内容が一緒なものにしたいなと思いますので、分かりやすいようにしていただきたいと思います。

それから、ホームページはいろいろ改良されているんですけども、今回の議会でも議案がタイトルだけ、1号議案、2号議案、3号議案と書いてあるだけで中身は出てないという、分からないことになっているわけです。通常、告示がされて議案が出たら、この議案についてもオープンにしていくということなので、そこは速やかに改善をしていただきたいと思います。

それから、財務書類作成支援業務委託ですけれども、財務諸表、損益計算書と貸借対照表の意味ということになると、即仕訳とつながっていくはずなので、本来なら1年間でその意味とか構成だけではなくて、実際の作業をやりながらつくっていくということを既にしないと、随分のんびりしているなという、世の中では何十年も前からでき上がっていることなので、そこは本年度中にできればいいという話ではなくて、速やかに体制を整えるような形にしたいなと思います。2人と言わず、全体が財務書類を読めないといけないと思いますので、そこはもう少し体制強化をお願いしたいと思います。予算を効率よく使っていただきたいと思います。

それと先ほどの第2施設の修繕ですけれども、基準は何なのでしょう。見た目、これはやはり錆びているとか、もう動かないとか、そういうものをピックアップしてやっていくのか、それとも耐用年数がきていて、もうそろそろ更新だと、壊れてからでは遅いので、その

年度よりも短く更新をしていく、修繕をしていく、取替えをしていくということなのか。その辺の基準について、毎年、毎年いろいろな修繕とか工事の費用が上がってくるわけですが、どのような形でこの組合が運営しているのかというのが見えるように基準について御説明をいただきたいと思います。

それから、最後、入札結果なのですが、先ほど私は5者指名と言いましたが、6者指名の間違いです。入札結果はホームページに出ていますので、それはよく分かります。7者見積りを依頼したとなっているのですが、1者を除いて6者指名、6者全員に見積り依頼をしているのですね。これで情報も漏洩するし、また、指名競争入札の仕方として随分古い体質でやっているなという気がしています。業者も絶対に事務所に入れないとか、きちんとした決まりとか、モラルの徹底というものが今後必要になってくるのではないかと。なぜなら、ずっと長い間同じ業者がやっているということ自体が、入札を毎年繰り返して、そここのところの点検もしなければいけないし、私は幾つかピックアップしたのですが、時間節約のために今回は省きますけれども、その入札改革というのを進めていかなければならないと思いますので、その辺の組合の方針について伺います。

以上です。

○議長（星野良行議員） 11番、北村あやこ議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。折原事務局長。

○組合事務局長（折原和彦君） お答えさせていただきます。

先ほども修繕のほうの関係ですが、こちらにつきましては、まず耐用年数が決まっております。また、現場の担当者のほうでの使用状況というのもございます。併せてどのくらい使用したかというような時間も測ってございまして、そちらを総合的に勘案して修繕計画を立てさせていただいております。この修繕計画につきましては、何年先ということではなく、現在の状況というものがつくられてから30年ということでもかなり老朽化が著しいということでもございますので、担当のほうにおきましては、若干長期的な計画案をとるものの、やはり当面修繕をしていかななくてはならないというところに予算が立てられてきているという状況でございますので、この辺のことにつきましては今後組合内部におきまして十分検討をしてみたいと思います。

また、ホームページ、財務諸表等々御指摘いただきました内容につきましては、今後十分検討をしてみたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 以上で、11番、北村あやこ議員の質疑を終わります。

続いて、5番、坂本敏治議員。

○5番（坂本敏治議員） 坂本でございます。

私は発言通告をしているのですが、前段、議員のほうからの、あるいは先ほどの説明で大分解明されたものがありますので、私のほうで重複しないようなことで伺いたいと思います。

1点目、まず、総務管理費の中の予防接種の委託でありますけれども、前年度と比較しましたところ、これは前年度に計上されてなかったものが今回載っていますが、これの説明についてひとつお願いをしたいと思います。

それから、2つ目は、やはり総務管理費の中で市町村総合事務組合の中の特別負担金について、今回は減らされていますので、今後の計画について説明をお願いできたらと思います。

それから、3つ目に、修繕料につきましてはこの資料が出ましたので結構です。

委託内容でありますけれども、事業費の中の委託料ですが、全般的には先ほどの説明でおおむね分かりました。今日、令和3年度に新しく計上されたものについて、資料に沿っての説明をお願いしたいと思います。

以上であります。

○5番（坂本敏治議員） 5番、坂本敏治議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、5番、坂本議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

初めに、委託料の予防接種委託の内容でございますが、こちらは破傷風の予防接種を行うものでございます。清掃事業における廃棄物の処理、し尿処理において、し尿浄化槽汚泥に含まれている破傷風菌から職員を守るといった観点から、職員の安全及び健康管理を期するために行うものでございます。こちらは前の接種から5年から10年で免疫効果が減少するということから実施を計画したものでございます。人数は職員10名分を見込んで予定しております。

続きまして、18節負担金補助及び交付金の大幅な減額の内容でございますが、こちらは市町村職員の退職手当支給事務を行っております市町村総合事務組合において、令和2年度におきましては令和元年度定年退職者2名による特別退職手当負担金が発生したことにより1,005万円を計上させていただきました。令和2年度には定年退職者がいないため、令和3年度において特別退職手当がなく、その分が大幅な減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 坂本議員さんより御質問のありました委託料についてお答えさせていただきます。

議長の許可を得てお配りいたしました令和3年2月定例会議会質疑資料の5ページを御覧ください。

こちらの表は、令和3年度事業費の委託料一覧でございます。この表は件名、予算額、内容をまとめたものでございますが、御質問の継続性について、件名ごとに御説明させていただきます。

脱水汚泥等処理委託でございますが、これは毎年度実施するものでございます。

次に、外壁屋上防水設計委託でございますが、これは新規事業でございます。現在稼働している第2施設で経年劣化の著しい外壁及び屋上に対し、今後防水工事を施したく、実施設計をお願いするものでございます。

次に、槽清掃処分委託でございますが、これも毎年度実施するものでございます。

次に、臭気吸着剤交換委託でございますが、こちらは隔年度で実施しているものでございます。対象でございますが、中低濃度用臭気活性炭塔の腐植質系脱臭剤を交換するものでございます。

次に、計測器保守委託でございますが、毎年度実施するものでございます。

次に、汚泥及び処理水等分析委託でございますが、こちらも毎年度実施するものでございます。

次に、電気設備保守委託でございますが、こちらも毎年度実施するものでございます。

次に、施設運転補助業務委託でございますが、これは新規業務といたしまして、当分の間継続の事業としたいと思っているものでございます。

この業務につきましては、局長より御説明がりましたが、職員の退職によります人数減、それと来年度職員を予定している者の中で、再任用で短時間勤務職員の方がいらっしゃいますが、その方が週休日を持つことから、その週休日に担当業務として補助業務をお願いしたく、今回予算としてお願いしたものでございます。

次に、事業発生材処分業務委託でございますが、こちらも新規業務でございます。また、こちらも今後毎年度予算としてお願いしたいと考えているものでございます。

緊急の整備及び職員で整備した際に契約における廃棄物処分を、私ども衛生組合として一時仮置きを設け一括で処理をしていく、また、私どもで整備をしたオイル等廃材がございますので、そのようなものの処分として継続的に業務としてお願いしたいと考えているものでござい

ます。

次に、トラックスケール代行検査委託でございますが、こちらの業務は隔年で実施するものでございます。計量取引に用いるトラックスケールの精度を確認するために検査を行い、その検査報告に向けた整備を併せて行うものでございます。

次に、自動ドア保守委託でございますが、こちらは毎年度お願いしているものでございます。

次に、地下タンク漏洩検査委託でございますが、こちらも毎年度実施しているものでございます。

最後に、放射性物質濃度測定委託でございますが、こちらも毎年度実施を予定している業務でございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

5番、坂本敏治議員。

○5番（坂本敏治議員） 御答弁いただきました。

一、二点、確認をしたいと思います。

1点目ですけれども、予防接種の委託ですけれども、5年から10年で免疫が減少するということで、今後は職員の入替え等、あるいは5年か10年の間に継続した職員が発生した場合にまた設ける。今いる方は今回10名行えば、少なくとも5年は必要ないという理解でよろしいのでしょうか。新しい職員さんが採用されるときについてはその都度その方だけ行うということでもよろしいでしょうか、確認したいと思います。

それから、退職金の関係の特別負担金については分かりました。直接組合から払うというよりも、総合事務組合ですか、そちらのほうで退職金を払っておいてもらって、そこへ組合のほうから支払うというシステムだと理解をしました。それでよろしいでしょうか。

それから、最後ですけれども、それぞれの隔年でやるもの等が1年おきに出てくるのは分かりましたけれども、この委託の中の1点、施設運転補助業務委託、これについては職員さんが再任用になられた関係で、フルタイムではなくなるということでの人員の不足を補う委託、それから、その下の事業発生材の処分業務委託というのは、これは今までなかった仕事が増加するという理解でよろしいですか。これだけ確認したいと思います。

以上です。

○議長（星野良行議員） 5番、坂本敏治議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野次長。

○組合事務局次長（大野 優君） それでは、坂本議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

予防接種委託の仕方について、及び退職手当のほうの負担金、総合事務組合に対してですが、議員さんお見込みのとおりでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（星野良行議員） 稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） ただいま再質問をいただきました施設運転補助業務委託につきましてお答えさせていただきます。

こちらのほうは、通常の1週間5日の勤務ではなく、再任用短時間勤務により、週4日間の勤務となる、その1日の人員不足分を補う業務でございます。

次に、事業発生材処分業務委託につきましてでございますが、今まで私どもの施設で発生するものですが、工事発注をする際にその業者の中に処分をお願いするという形態で事業を進めてまいりました。また、整備の中で発生するオイル等、一定時期のものをためて単発で委託していくという流れをとっていたわけですが、今回からお願いできるようであれば、毎年度私どもの施設から産業廃棄物処分としての処分計画を行ってまいりたいといったところで予算としてお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

5番、坂本敏治議員。

○5番（坂本敏治議員） 1点だけ、確認をしたいことが残っていました。

たしか本年度、職員採用の試験をやったのではなかったでしたか。もし私の認識が違ったらそのようにお答えください。採用試験をやったように記憶しているのですが、もしそうになると採用の可能性が出てくると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星野良行議員） 5番、坂本敏治議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

折原局長。

○組合事務局長（折原和彦君） 令和2年度におきましては一般事務職の採用試験を実施してございます。一般事務職でございますので、現場の職員とは違いまして、今回の施設運転補助業務につきましては、当初、現場の再任用職員が2名という予定でございました。そちらの1名の方につきましては、残念でございますが、令和2年3月に再任用につきまして辞退をされ

たというようなことで、令和2年度におきましては大変業務量が増えたということから、令和3年度におきましては現場の運転管理における軽作業につきまして業務委託を行っていきたい、そのようなことをございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 以上で、5番、坂本敏治議員の質疑を終わります。

続いて、10番、五味雅美議員。

○10番（五味雅美議員） 10番、五味雅美です。

通告してありますので、行います。

第4号議案 令和3年度一般会計予算の中から、2点ほど、1つは、14ページ、3款事業費、1項1目し尿処理費の10節需用費の修繕料の中で、第2施設保全計画整備について、その内容、項目、金額及び何年ごとに行われるものかの修繕のサイクル等について伺います。

もう1点は、し尿処理施設整備基本構想についてですが、令和3年度の取組予定は何か、また、その予算は計上されているのか。

以上、2点ですが、なお、既に様々な質疑、答弁をされていますので、繰り返す必要はありませんので、簡潔な答弁でよろしくをお願いします。

○議長（星野良行議員） 10番、五味雅美議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君） 五味議員さんより御質問をいただいたことについてお答えさせていただきます。

要旨1の第2施設保全計画整備等修繕のことについてですが、議長の許可を得てお配りしてございます令和3年2月定例会議案資料の4ページをお開きください。

令和3年度事業費の修繕料の一覧を、件名、予算額、交換の時期、内容についてまとめたものでございます。

表中の交換時期についてでございますが、それぞれの機器に設定している管理時間に達する時期を記載したものでございます。

それぞれの内容について御説明させていただきます。

初めに、第2施設保全計画整備でございますが、表中の太線で囲んだ部分でございます。ポンプ整備、交換の時期は1年から7年でございます。次に、ブロワ整備、交換の時期は1年から2年でございます。次に、破砕機整備、交換の時期は2年でございます。次に、前処理機整備、交換の時期は2年でございます。次に、脱水機整備、交換の時期は5年から10年でござ

います。次に、次亜塩素貯留タンク整備、交換の時期は30年でございます。以上の内容により、第2施設保全計画整備4,300万円を計上したものでございます。

次に、し渣ホッパ等搬送装置整備495万円、交換の時期は5年から10年でございます。し渣ホッパ、し渣投入装置等のスプロケット、電動機等の老朽・劣化部品、軸受・チェーン等の消耗摩耗部品を交換するものでございます。

次に、屋内消火栓ポンプ整備360万円でございますが、交換の時期は30年でございます。設置後30年を経過し、法定点検において老朽劣化により更新の推奨が促された屋内消火栓ポンプ及び制御盤を更新するものでございます。

次に、オゾンナイザー整備275万円、交換の時期は2から7年でございます。今回の整備はオゾン発生機、空気乾燥器、排オゾン濃度計を対象として減圧弁・電磁弁等の主要部品、水銀ランプ、ゼロガス生成剤等の劣化消耗部品を交換するものでございます。

次に、電気設備整備176万円、交換の時期は30年でございます。保安上の問題のある電気室内のブレーカーを交換するものでございます。

次に、脱臭設備整備165万円、交換の時期は1年から7年でございます。

中低濃度臭気ファン、脱臭廃液移送ポンプ等の軸受、羽根車の主要部品及び軸受パッキン等の劣化消耗部品を交換するものでございます。

次に、フォークリフト整備13万円、交換の時期は1年でございます。法令に基づく点検及び燃料オイル等の劣化消耗部品を交換するものでございます。

修繕料の最後、その他修繕300万円といたしまして、突発的、緊急的な故障の対応費用を計上させていただいたものでございます。

以上、令和3年度事業費の修繕料は6,084万円となったものでございます。

続きまして、処理施設整備基本構想について、令和3年度の取組予定についてでございますが、令和2年度は組合職員による県内の下水道接続を採用したし尿処理施設の見学を行いました。見学では、し尿処理施設の下水道接続について、下水道接続の経緯、施設の変更箇所、事業費について、メリット、デメリットについて伺ってまいりました。その結果を構成市町の参与さんに御報告したものでございます。

令和3年度は構成市町の参与さんを中心に、県内のし尿処理施設の見学を行い、他団体の状況、取組等について知見を広めたいと考えております。また、その一方では、下水道放流をすることについて、関係機関との協議を行ってまいりたいとも考えております。

したがって、予算としての計上はないものでございますが、令和3年度につきましても

基本構想で抽出している課題に対し、引き続き調査、研究してまいりたいと考えているところ
でございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員） 一通り終わりました。

10番、五味雅美議員。

○10番（五味雅美議員） ありがとうございます。

終わります。

○議長（星野良行議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（星野良行議員） 暫時休憩します。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は事務局まで通告書を提出願います。

（午後 零時26分）

○議長（星野良行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時27分）

○議長（星野良行議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告がありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

初めに、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員であります。

したがって、第1号議案は承認されました。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方は起立

願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員であります。

したがって、第2号議案は承認されました。

次に、第3号議案 令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員であります。

したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案 令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員） 起立全員であります。

したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

△管理者の挨拶

○議長（星野良行議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日御提案申し上げました専決処分を求めることについてをはじめ、令和2年度歳入歳出補正予算、令和3年度歳入歳出予算などの各議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますけれども、当衛生組合におきましても引き続き感染予防対策を徹底し、適正な運営に努めてまいります。

結びになりますが、各市町の3月定例会を間近に控えておりますので、議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（星野良行議員） 以上をもちまして、令和3年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

午後 零時30分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 星 野 良 行

議 員 砂 川 和 也

議 員 北 村 あ や こ

参 考 資 料

議案審議結果一覧表

(管理者提出のもの)

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（4件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1		専決処分の承認を求めることについて	3 2. 1 7	3 2. 1 7	承認
2		専決処分の承認を求めることについて	3 2. 1 7	3 2. 1 7	承認
3		令和2年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）	3 2. 1 7	3 2. 1 7	原案可決
4		令和3年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算	3 2. 1 7	3 2. 1 7	原案可決